

令和8年度学びの環境づくり支援業務委託 プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

本業務は、これまで宇陀市が取り組んできたエストニアとの交流で得た知見やネットワークを活かし、人口減少や社会変化が進む中においても、将来の社会を支える人材が育つ仕組みを宇陀市に形成し、こどもたちが地域や社会の課題に主体的に関わりながらソーシャルアントレプレナーシップ（挑戦・創造・協同等）を学ぶ環境を整備することを目的とする。

2. 業務概要

- (1) 業務の名称 令和8年度学びの環境づくり支援業務（以下「本業務」という。）
- (2) 業務の内容 別紙令和8年度学びの環境づくり支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として選定された事業者の企画提案内容に応じて、仕様を変更することがある。
- (3) 委託期間 令和8年6月1日（月）から令和9年3月17日（水）までとする。
- (4) 業務規模 本業務に関する費用は、金額12,837,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

3. 日程

- (1) 質問受付締切日 令和8年4月20日（月） 17時必着
- (2) 参加表明書等提出締切日 令和8年5月7日（木） 17時必着
- (3) 企画提案書等提出締切日 令和8年5月13日（水） 17時必着
- (4) プレゼンテーション実施日時 令和8年5月20日（水） 午前（予定）
※プレゼンテーション実施日は変更になる場合があります。
- (5) 審査結果通知及び公表日 令和8年5月27日（水）（予定）

4. 参加資格

- (1) 次に掲げる要件を全て満たしている事業者であること。
 - ①宇陀市内に本業務履行の拠点となる本社又は事業所を有している又は履行期間中に本社又は事業所を有するものであること。
 - ②本業務と同種または類似業務（例：教育プログラム設計、学習環境整備、アフタースクール運営等）の実績を有すること。
 - ③法人格を有していること。
 - ④地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ⑤本市の入札参加停止要綱に基づく入札参加停止を受けていない者であること。
 - ⑥令和8・9年度宇陀市物品役務提供業者名簿または宇陀市入札参加資格業者名簿に登録があること。

- ⑦会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者(会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けているものを除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全であるものでないこと。
- ⑧暴力団員の不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団、同条第6項に規定する暴力団員である役職員を有する団体ならびに、それらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑨宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- ⑩個人情報の保護について、本市の施策に準じた措置を講じることができること。
- ⑪仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を遂行できる者であること。

5. 質問の受付

(1) 提出方法

指定締切日までに質問書(様式1)に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールにより政策推進課へ提出すること。(※メールアドレスは「13. 問い合わせ及び書類提出先」を参照)

また、電話、口頭等による質問及び提出締切日を過ぎた質問については一切受け付けないものとする。電子メール送信後は、電話で受信確認をすること。

(2) 提出期間 令和8年4月10日(金)～令和8年4月20日(月)17時必着

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年4月22日(水)(予定)に宇陀市ホームページにて掲載するものとする。また、ホームページでの閲覧が難しい場合は政策推進課まで連絡すること。

なお、質問者名は公表しない。

6. 参加申込

参加を希望する者は、次により必要書類を提出すること。

(1) 提出書類(各1部)

(ア) 参加表明書(様式2)

(イ) 類似事業実績報告書(様式3)

(ウ) 誓約書(様式4)

(エ) 現行定款の写し

(オ) 直近3期分の決算書類

(カ) 法人(会社)概要【任意様式】※パンフレット等あれば併せて提出すること。

(2) 提出期限 令和8年5月7日(木) 17時必着

(3) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留郵便に限る。)による提出に限るものとする。但し、郵送の場合は提出期限内に必着したものを対象とする。

(4) 提出先 「13. 問い合わせ及び書類提出先」まで提出すること。

7. 企画提案書等の提出

下記の内容により企画提案書等を提出期限までに提出してください。

(1) 企画提案書の規定

- (ア) A4版縦とし、横書き、左綴じを標準とする。項数は16ページ以内でまとめること。
(A3版による折込項の挿入は可とする。白黒・カラーどちらでも可。但し、文字の大きさなど見やすさに留意すること。)
- (イ) 企画提案書は目次を付し、適宜ページ番号を記入すること。
- (ウ) 法人の所在地、商号又は名称、代表者職氏名を明記のうえ、法人印を押印すること。

(2) 企画提案書の構成

以下の内容について、任意様式にて簡潔に記載すること。

- ①仕様書に記載された各業務の基本的な考え方
- ②企画提案のポイント
- ③業務実施手法(内容)
- ④業務実施体制
- ⑤業務年間計画書

(3) 見積書

- (ア) 見積書は、仕様書の内容をもとにそれぞれ内訳書を添付して提出すること。
- (イ) 法人の所在地、商号又は名称、代表者職氏名を明記のうえ、法人印を押印すること。
- (ウ) 「2. 業務概要(4) 業務規模」で示す金額を上回る見積書を提出した提案者の提案は無効とする。

(4) 企画提案書の作成に係る留意事項

- (ア) 可能な限り具体的な表現方法で記載すること。
- (イ) 業務目的を達成するために合理的かつ効果的な実施方法として、独自に考える提案等がある場合には、それを企画提案書に記載すること。
- (ウ) 業務本体の再委託は禁止する。但し、業務の一部の再委託は可能とし、あらかじめ「企画提案書内の業務実施体制」に明記すること。

(5) 提出方法

- (ア) 提出期限 令和8年5月13日(水) 17時必着
- (イ) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留郵便に限る。)による提出に限るものとする。
但し、郵送の場合は提出期限内に必着したものを対象とする。
- (ウ) 提出先 「13. 問い合わせ及び書類提出先」まで提出すること。
- (エ) 提出部数 12部(正1部 副11部) ※副11部は、写しで可

(6) 特記事項

- (ア) 企画提案書の提出時に追加資料の提出を求められることがある。なお、追加資料の提出期限は主催者の指定した日までとする。
- (イ) 提出された書類は提出期限までは原則改変できるものとする。但し、改変しようとする場合は、提出された書類を一旦持ち帰り、改めて改変された書類を提出期限までに提出すること。
- (ウ) 別紙仕様書に記載のない事項であっても、提案者の判断で必要と思われる事項があれば

ば、積極的に記載すること。但し、これに係る経費は、業務委託見積書に含むものとする。

8. 事業者の選定

(1) 企画提案書等の内容をもとに、市が設置する選定委員会の審査を経て本業務委託契約の相手方を特定する。

(ア) 実施日時 令和8年5月20日(水) 午前(予定)

(イ) 実施場所 宇陀市役所 本庁舎内

(ウ) 所要時間 1事業者につきプレゼンテーション30分以内、質疑応答30分程度

(エ) 説明資料 プレゼンテーションでは企画提案書等のほか、パワーポイント等の使用を認める。(プロジェクター、投影スクリーン、HDMI接続ケーブルについては市で用意する。)

(オ) 出席人数 1事業者につき4名以内とする。但し、本業務に携わる者を最低1名含むこと。

(カ) 事前の連絡なく遅刻又は欠席した場合は、参加を辞退したものとみなす。

(2) 選考方法

下記(3)の審査基準に基づき審査を行い、選定委員会においてプレゼンテーション及びヒアリングの内容と合わせて総合的に判断し、「優先交渉権者」及び「次点交渉権者」を決定する。

(3) 審査基準

(ア) 評価項目

審査は下記の項目により厳正に行うものとする。

| 評価項目 | | 配点 |
|---------|--|-----|
| I 実現性 | ①理解度(業務を理解しているか) | 10 |
| | ②的確性(実施手法は的確であるか) | 10 |
| | ③実現性(提案は具体的で実現性があるか) | 10 |
| II 積極性 | ①説得力(資料、説明に説得力があるか) | 10 |
| | ②積極性(業務に積極的で意欲的な姿勢がみられるか) | 10 |
| III 計画性 | ①計画性(業務の手順は計画的になっているか) | 10 |
| | ②継続性(次年度以降も継続的に実施できる内容であるか) | 10 |
| IV 地域連携 | ①地域貢献(地域の活性化を図るような内容であるか) | 10 |
| | ②地域連携(地域内での連携が図られているか) | 10 |
| V 企業評価 | ①会社実績(類似業務の実績は十分か) | 10 |
| VI 実施体制 | ①適切性(業務を適切に実施できる体制か) | 10 |
| | ②専門性(豊富な知識経験を有する人材が配置できているか) | 10 |
| VII 見積額 | $5 \times \frac{(\text{最高見積額} - \text{当該見積額})}{(\text{最高見積額} - \text{最低見積額})}$ | 5 |
| 合計 | | 125 |

(イ) 採点基準

(ア) の I～VI の評価事項に対して、次に示す A、B、C、D、E の 5 段階評価で審査委員が採点を行い、総合得点を算定する。

| 評価 | 評点 |
|---------------|------|
| A (たいへん優れている) | 10 点 |
| B (優れている) | 8 点 |
| C (標準) | 6 点 |
| D (やや劣っている) | 4 点 |
| E (劣っている) | 2 点 |

(4) 優先交渉権者の選定方法

(ア) 前項(3)の採点を行い、失格者を除いた者のうち、最高得点を得た者を優先交渉権者として選定する。

(イ) 最高得点を得た者が複数ある場合は、以下の基準により優先交渉権者を選定する。

- ① 評価項目「I 実現性」の小計得点の最高得点を得た者を優先交渉権者とする。
- ② ①の最高得点を得た者が複数ある場合は、「見積額」の低いものを上位とする。但し、「見積額」も同一の場合は、選定委員会の採決により選定する。

(ウ) (ア)、(イ)にかかわらず、総合得点の60%未満の得点の場合は、優先交渉権者として選定しない。

(オ) 参加事業者が1者の場合は、上記(ウ)の要件を満たした場合、優先交渉権者とする。

(5) 次点交渉権者の選定方法

(ア) 前項(3)の採点を行い、失格者を除いた者のうち、最高得点を得た者の次に高得点を得た者を次点交渉権者として選定する。

(イ) 最高得点を得た者の次に高得点を得た者が複数ある場合には、「前項(4)(イ)」の選定方法を準用する。

(ウ) (ア)、(イ)にかかわらず、総合得点の60%未満の得点の場合は、次点交渉権者として選定しない。

9. 選定結果の通知

企画提案書を提出した者に対しては、選定・非選定の旨を、令和8年5月27日(水)(予定)に書面により通知する。

10. 失格事項

プロポーザル参加者が、以下のいずれかに該当する場合には、提出書類(参加申込書等)を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

- ① 提出期限を過ぎて提出された場合
- ② 同じ提案者から二つ以上の提案があった場合
- ③ 提案者が他人の提案の代理をした場合
- ④ 提出書類の記載事項に虚偽の記載があった場合

- ⑤選考の公平性を害する行為があった場合
- ⑥見積書の見積金額が委託上限金額を超えている場合
- ⑦本要領4に示す参加資格要件を欠くことになった場合
- ⑧見積書の金額、数値、所在地、法人名称、氏名、印影、重要な文字の誤脱、または認識しがたい書類、若しくはそれらを訂正した書類が提出された場合
- ⑨その他本要領に違反するなど審査委員会が不適格と認めた場合

1 1. 契約に関する事項

上記により選定された者は、速やかに本市と本業務に係る契約を締結すること。

※契約内容等については、選定された者に別途通知する。

1 2. その他の留意事項

- ①本プロポーザルへの参加等に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- ②本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- ③審査方法、審査内容及び審査結果等の審査に関する異議は認めない。
- ④選定委員会は非公開とする。
- ⑤提出された書類等は返却しない。
- ⑥提出後の書類などの修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- ⑦提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル業務以外に使用しない。
- ⑧提出された書類等は、審査及び説明のため、写しを作成し使用することができるものとする。
- ⑨提出のあった企画提案書等の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、後日、必要に応じて本市から疑義事項の照会を行うことがある。
- ⑩市は、提出された資料について、宇陀市情報公開条例(平成18年宇陀市条例第9号)の規定に基づく請求により、第三者に開示することができるものとする。但し、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報等については、非公開とする場合がある。

1 3. 問い合わせ及び書類提出先

〒633-0292

宇陀市榛原下井足17番地の3

宇陀市 政策推進部 政策推進課

電話：0745(82)3910(直通)

FAX：0745(82)3900

メールアドレス：s-suishin@city.udal.jp